

# 令和5年度 地域別看護職員ネットワークづくり事業 実施要項

## 1 事業の目的

「地域別看護職員ネットワークづくり事業」は、地域のあらゆる場で働く看護職員がつながることで顔の見える関係を築き、地域を支える看護の連携システムの構築を進めることを目的とする。異なる機関・職種の看護職員が相互の理解を深め、地域の課題を共有し、課題解決に向けた取り組みを行う。

看護職員がつながり、ネットワークを強化することで、人々が健やかに生まれ育ち、病気や障がいを抱えながらも住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに寄与する。

2 補助対象 支部（取り組みは、市町単位、地区単位でも可とする。）

3 申請手続 地区理事を通じて申請する。

4 対象事業数 1支部、2事業まで可とする。

## 5 対象経費

(1) 地域での看護職員ネットワークづくりにつながる事業を実施するための経費

(2) 検討会の開催やネットワークを推進するための研修、交流会等を開催するための経費

(3) 実態把握のためのアンケート調査等を行うための経費

〈経費の例〉

① 連携会議に伴う交通費、会務手当

会務手当は看護協会規程による（3時間以上1,000円 6時間以上2,000円）。

② 会議室使用料

③ 講師、コーディネーター謝金、交通費

旅費、講師謝金等は看護協会の定めた基準に準ずる。

④ その他 雑費

この他に必要な場合は、事前に看護協会に相談のこと。

## 6 補助金の額

1事業の上限は20万円とし、予算の総額との関係で、調整を行うことがある。

## 7 事業の流れ

(1) 申請書、事業計画書、事業費見積書の提出（令和5年6月～10月末）

(2) 事業の実施について決定通知を送付

(3) 事業の実施

(4) 講師を依頼する場合は①～③を協会経理担当に提出してください。

① 講師確認書

② 講師謝金振込口座申出書

③ 個人番号（マイナンバー）提供依頼書

(5) 事業終了後、1か月以内に成果報告書と経費精算書を送付

（最終期限：令和6年2月末）

8 その他 食事、お菓子、土産等の経費は認めない。

消耗品以外の高額な物品の購入は認めない。